

納税地と納税管理人の関係

税理士 高山 政信

[事例]

内国法人A社に勤務するBは、2年前から海外の現地法人に出向している。子供が小さいため家族と一緒に現地に赴任している。国内に勤務していたときは、C県にあるA社の社宅に居住していた。このたび、父から相続した別荘を売却し、売却に際して所得税の源泉徴収をされたことから、その譲渡所得の精算のため確定申告することになった。その別荘は、バブル当時取得したことから取得費が高額なため還付申告をする予定である。

母親がD県に居住していることから、D県を納税地として確定申告していいか。

また、納税管理人を選任した場合、納税地と納税管理人の関係はどうなるのか。

[ポイント]

非居住者に係る納税地と納税管理人を選任した場合について、次の項目に分けて検討する。

- 1 納税地の意義
- 2 納税地と納税管理人
- 3 非居住者の納税地

[検討]

1 納税地の意義

納税地とは、租税に関する納税者と課税当局との間の法律関係についての結びつきを決定する特定の地域をいう。納税者の申告、申請、請求、届出及び納付等の行為の相手側となるべき税務官庁を決定する際の基準となる。

税務官庁については、納税地を所轄する税務官庁だけが正当な権限を有して、税務調査や更

正決定や還付等ができるもので、納税地がどこにあるかは、非常に重要な問題になる。

2 納税地と納税管理人

納税管理人は、納税者の事務管理の委任を受けるだけなので、申告や申請等に当たっては、納税者の納税地を所轄する税務官庁にしなければならない。したがって、納税管理人自身の納税地を、原則として、納税者の納税地とすることはできない。

納税管理人の資格としては、納税者から委任を受ける権利能力を有する者であれば可能であることから法人が納税管理人になることも可能だとされている。しかしながら、何かトラブルが発生した場合、納税管理人自身が本人として申告や申請等をしなければならず、その場合に、納税管理人が法人の場合は、権利能力を有する代表者が署名、押印しなければならないことに注意しなければならない。そのため、実務上は、個人が納税管理人になることが多い。

3 非居住者の納税地

(1) 原則

所得税の納税地は、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所と規定されている（所法15）。

- ① 国内に住所を有する場合…その住所地
- ② 国内に住所を有せず、居所を有する場合…その居所地

非居住者が、国内に居所を有する場合、その居所地が納税地になる。居所を転々と移動している場合、どこが納税地になるのか判定に迷うことが多い。

- ③ ①及び②の場合を除き、所得税法164条1

項1号から3号まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する場合…その国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地）

恒久的施設を有する非居住者の場合、その恒久的施設がある場所が納税地になる。また、代理人P.E.の場合は、代理人の事務所が納税地になろう。

④ ①又は②の規定により納税地を定められていた者が国内に住所及び居所を有しないこととなった場合において、その者がその有しないこととなった時に③の事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを作成せず、かつ、その納税地とされていた場所にその者の親族その他その者と特殊の関係を有する者として政令で定める者が引き続き、又はその者に代わって居住しているとき…その納税地とされていた場所

事業等を行わない居住者が、非居住者になった場合に、旧住所地等に親族が引き続き居住している場合は、その旧住所地等が納税地になる。

事例の場合は、旧住所地に親族が引き続き居住していないので、これに当たらないことになる。

⑤ ①から④に掲げる場合を除き、所得税法161条3号（不動産の貸付け等の対価）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける場合…当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

上記の②から④に該当しない非居住者で、国内に不動産を有し、不動産の貸付けをしている場合は、その不動産の所在地が納税地になる。

事例の場合は、別荘地で不動産の貸付けの用に供していないため、別荘地は納税地とはならない。

⑥ 前各号に掲げる場合以外の場合…政令で定める特殊な場所

(2) 特殊な納税地

政令で定める特殊な場合の納税地は、次のとおりである（所令54）。

① 上記(1)の①から⑤までにより納税地を定められていた者がこれらの規定のいずれにも該

当しないこととなった場合（上記の(1)の②により納税地を定められていた者については、その居所が短期間の滞在地であった場合を除く。）…その該当しないこととなった時の直前において納税地であった場所

上記(1)の①から⑤までにおいて納税地を有していて、その後該当しなくなった場合は、旧納税地が納税地となる。結局、過去において我が国に納税地を有していた者については、この規定により旧納税地が納税地とされることになる。

事例の場合は、Bは国内に住所を有していたことから、(1)の①に該当し、旧住所地が納税地になる。

② ①に掲げる場合を除き、その者が国に対し所得税に関する法律の規定に基づく申告、請求その他の行為をする場合…その者が選択した場所（これらの行為が二以上ある場合には、最初にその行為をした際選択した場所）

上記(1)及び①により納税地が決定されない場合、納税者が選択した場所を納税地とすることができることになる。

通常、国内に納税地を有しなかった非居住者が、不動産の貸付けをしていなかった不動産を売却した場合は、その選択した場所を納税地とすることができるようとなる。この場合は、納税管理人の所在地を納税地として選択することができるようになる。

③ ①及び②以外の場合…麹町税務署の管轄区域内の場所

自ら選択した場所がない場合は、通常、麹町税務署の所在地を納税地とするようである。今まで国内に納税地を有しない者に対して決定する場合がこれに当たる。

4 まとめ

Bの場合、特殊な場合の納税地に該当し、旧納税地である旧住所地を納税地とすることになる。この場合に、還付の通知は、納税管理人を選任していない場合は旧納税地に郵送されることとなるが、納税管理人を選任することにより、納税管理人の所在地に郵送されることになる。そのため、納税管理人をBの母親にすることにより、還付通知はD県の母親の住所に郵送され、還付金を納税管理人であるBの母親が受領できることになる。